



開國起原

伊5
2/10
10



2110
10



開國起原卷九

米國官吏出府三

亞米利加使長對話書
中上公書付

土波丹波弓

川路友清の尉

楊茂氏於少補

井上信濃子

永井玄蕃次

一昨五日申上直公通昨六日秋夜一同亞米利
加使長旅館に在りて尋之康之及對話公ニ付
則右對話書是冊頁上直酒成公此對話書返
上仕公依之此後申上公以上

十一月七日

安政四己年十一月六日於蕃書調所土波

海舟書屋

丹波与川路左衛門尉楊茂氏於少補井上
信濃与永井玄蕃次亞米利加使長に對話
之板左之通直度公

一急接抄并

此方

一先日於傳中事宛之中國公康之之内今一急取
り得之條も有之ニ付自今在より尋公此傳中事
及果ニ付取之公若於要細之中國公此傳中事

使長

一兼知仕公

一ニストルを都下ニ置ル
一置ル

一是より一級ニ白支那ノ外ニ何處ノ國モ都
下ニ置ル

一ニストルニ何國モ互ニ置ル
一國ニ白支那ノ費用相合ル
一由有ルハ大國より置ル
其國ニ不相掛ル

一ニストル乃賦税ヲ何種ノ事モ司ル
一徴税ヲ自國ニ在任ハ何國ニテモ交接

海舟書屋

を主ニ設自國ノ事ヲ先方ニ通先方ニ
美ヲ自國ニ申上ル事ヲ一ニ設ル

一高賣ル為ニ國ハ港ニ居ル自國ノ者ニ其
土地ノ者ニ出入等出来渡ル者ニ其場所
ニ置ル
一より書面を以て委細ニニストルニ申上ル
一其書簡ニ類ニ若其國ノ外國事務宰相
一と談判論ト申上ル取申ル右コニシユル
一下コニシユルより政府ニ申上ル書面置出
一ハ美ヲ不相成事ニ置ル

一 コンシユルと云は格別ニ遠ハム也

一 コンシユルと云ハ大ニ相違シム

一 コンシユルと云ハ政事ニ係リ公權ヲ任スル同

港場所ニおカケ高貴節而已而扱ム事ニ由ラ

ニストル是迄改革節節而扱ム事ニ由ラ

ム

一 ニストルと云ハ何種ノ官爵ニ由ル也

一 此儀ヲ識シ由ラ六ヶ歳ハ西洋ノ政ニハ

官職ニ文官武官と云通有ク文官も全政

事ヲ司ル

海舟書屋

一 右四格ニ係リム彼人々武事ヲ扱ム役

人よりハ高ク扱方ム

一 彼令ヲ祝砲ヲシムニ由リニストルと云

七歳アトミラールモ海軍第一ニ都督ニ

由ラ凡十三歳ニ有ル

一 ニストルと云ハ外國ニ是レ自他ノ事ヲ

司トラセム故外國ニ是レ出ル官ニ三ニ

ストルと云ハ第一ニいハ右ニ裁ム官ニ

由ラム

一 國ニ是レ別ニ有ル也

一 先年七回之強弱ニ若く別有之強大之回
ニ三ニストルを小回之ニストルより
高貴ニ取扱ハ奉ニ有之

一 四十年以来各回規則定リル上ニ先ニ
リ居ルニストルを派より美ルニス
トルより上と由一一年ニ二年より二
年ニ三年より後御下と決ル中

一 假令ハ和蘭之如き小回ニ三ニストル
都下ノ十年も先ニ居ル故ニ魯西亜之如
き大回ニ由ル派より美ル派ニ右より末

海舟書屋

ニ附中

一 三ニストルを垂ル方ニ由ル各回如何扱
扱扱ニ有之

一 万回普通之法ニ随ハ取扱中

一 万回之法と中ルを如何扱之義ニ由ル

一 不残中上ルニ由ル大取之書種有之由ル

一 先ツ由道ニ取扱一ト通中上ル

一 大法と取扱ハ回之法を以傳ル義ニ由
ルを身一といふ由

一 三ニストル之免至ルニ由ル箱内外人

不為立入法、有之、且又家族之者、
迫其内之法、在傳、其、之、

一任后、公、變、一、回、之、對、之、校、少、之、

公、故、在、館、門、八、都、白、自、回、同、振、心、故、后、中、

公

一三ニストル、外國、之、免、出、公、收、人、中、之、白、之、

高貴、之、領、之、取、給、之、自、回、之、在、立、公、而、之、位、

階、之、如、何、有、之、公、式、

一外國、之、在、立、公、三ニストル、之、自、回、之、在、立、

公、奉、務、宰相、之、八、書、狀、文、件、其、外、故、与、亞、國、

海舟書屋

了、終、日、ハ、同、振、之、由、座、公、

一他國、之、出、公、三ニストル、之、回、内、之、在、立、公、

奉、務、宰相、之、出、會、談、公、長、之、同、等、之、禮、儀、を、

以、換、授、等、以、為、之、公、

一三ニストル、交代、年限、之、有、之、公、式、

一年限、之、由、座、公、

一毫、之、年、相、法、公、奉、中、十、年、相、法、公、奉、中、有、

之、年限、更、之、之、之、本、回、政、府、之、七、拾、別、宣、給、

公、故、之、多、年、長、在、公、候、中、有、之、當、人、預、之、与、

速、之、引、取、公、奉、中、又、有、之、公、係、先、四、五、之、年、

二 白商人より帰國を預め奉通例に相
成居ん

一 若し之ニストル如何に沙ひ有るは
回若く意ニ不叶は其國より彼國に
是處に之ニストルは交通法に同人より
先方之政府に知合為政府に奉申有るに
在火急之甚き被本國に不申是直に在任
之ニストルは帰國中達は其申有るに
一 三ニストル交代之甚き回若く別段洋札等致
しん美有るに成

海舟書屋

一 暇に洋禮を授けん美有るに

一 彼令を此商地に有るに品川に
又之は濃き板石完に之も洋城空若に
居立帰國之甚き改め洋城に居出に成に
此處に

一 洋城空若に居立に外國事務宰相の時
引會に美有るに不遠に居立に奉
二 此處に

一 三ニストル館内其國之法に在り傳ふ美有
之に彼在館外之美有如何に成

一 館外に館内と違ひ三ニストルの自伝に
て相成不中ム

一 館外ニム以て居住ム國之法ニ隨ハム長才ニ
ムカ

一 市中安ん治ム長を公ニ許方々ム治方城
内ニ勿論氏家ニムと申其家ニ主許し是

ニム由て立入ム長等不相成事ニ由居ム
一 若家族ニ色ノ在市中安ん治ニ喧嘩等治

ム以て三ニストル自伝ニ刑罰等差加
中ム

海舟書屋

一 合衆國より三ニストル又ニコンシユルを
直ムハ何處ニ回クヨムカ

一 英吉利佛蘭西和蘭オーステンレイキ、プ
ロイス、デ子マルカ、マエーデン、ノールエ

ーゲン、イスパニヤ、西シ、リヤ、メキシコ、
トルコ、ベルシヤ等の國ケム國ニテ何處

も長を直中ム
一 コンシユルも其外にも長を直ムカ

一 アフリカ其外ブラシリなど都而不同國
ニハモコンシユル而已長を直ム其後三ニ

ストル瓦瓦の油の圓の何色もコニ
ニル瓦瓦の事ニ此處ハ

一 支那ニ至ニストル瓦瓦不中ハ

一 支那ニ至ニストル瓦瓦人瓦瓦ノ有ニ

五港ノ門を廻リ后都下ニ在居不仕ハ

右故支是混雜も出来沙ハ

一 右拾餘圓ハ瓦出ハニストル瓦何色も同振

之官ニハ

一 威權ハ何色も同振ニ此處ハ保俸祿支

之瓦別有ハ右ノ話柄ハ次ニ中上ハ

海舟書屋

一 俸祿ハ高下ハ瓦瓦ハ圓ニ若入費多少

有ハハニ付其地ニ隨ハ支之瓦別沙ハ

差ニ此處ハ

一 右ニ六千兩ノり壹百六千兩祿の遠ハ

此處ハ

一 合衆國ノりニストル瓦出ハ先ニ圓ノり

合衆國ハ不殘ニストル瓦瓦ハニハ

一 先通常作ノ通ニ此處ハ係是非とも其通

不消ハ何不相成と申ハニ在ニ其改

府ノ海舟書屋ニ此處ハ在合衆

一 回ニ於テモ他邦ノ兵出テハ本故他邦ノ
 リ兵隊ハ其を為シハ本を交シ不仕ハ
 一 兵令テ日本ニお為ク和親條約を拾成ケ
 一 回ニ此項條約先方ニ回クヨリモ不残兵隊
 一 此トモ清國ヨリハ三人又モ拾人ハ其ノ
 一 此トモ或モ強ク兵出テ其ノ内モ思ハ次
 一 皆ニ此項兵隊ハ
 一 合衆國ニ三ニストル又モコンレル等兵居
 一 此トモ何モ之ニ回クヨリモ右他國ニ三ニストル
 一 皆華盛頓ニ居ル也

海舟書屋

一 不残口ニントン府ニ居テハ其夏子ニ如
 一 リ格別懸クハ兵出テテウヨルノ其外ハ強
 一 以等波ノ中ハ

一 一併都下ニ三ニストル兵居ルモ同港ニ場不
 一 且都下ニ里教モ隔居土地ノ東邊等邊ニ兵居
 一 自他大率ニモ拘リハ故都下ニ三ニストル兵
 一 此ハ本ニハ也

一 右ニ三ニストル兵居ルハ一々條ニ兵居ル
 一 自國政府ヨリ中誠ハ大率モ他人起不徒
 一 直ニ其國外回事務宰相ハ談判不設ハ也

支那の叶は、京都下、居住の業、此處の

一 其外、此の條ありんか

一 別、之條は、中、向、之、至、之、此、在、自、國、之

別、府、之、相、成、而、國、之、業、皆、有、故、此、機、智、之、由

度、也

一 兩國、之、業、を、引、受、意、味、遠、く、寄、之、故、何、事

も、極、便、且、急、速、に、有、故、此、由、之、存、在、の、業、に

此、度、也

一 兩國、之、為、而、已、に、至、之、故、令、ハ、日、本、と、魯、西、亞、其

外、之、混、雜、方、之、也、故、之、右、之、に、ス、ト、ル、有、故、此、業、

海舟書屋

由、有、之、の、式

一 條、約、に、基、ん、據、方、之、の、故、之、立、入、の、業、に、此

度、也

一 大、統、領、より、証、命、の、之、西、洋、各、國、之、混、雜

有、之、の、由、中、之、に、相、成、之、中、昔、條、約、に、由

認、定、の、故、中、之、の、右、條、約、有、故、此、上、之

何、也、之、國、に、涉、り、の、業、も、有、故、之、中、也

一 右、之、外、に、由、之、に、ス、ト、ル、業、に、對、心、此、之、も、相、成

の、業、方、之、の、由、取、り、中、也、也

一 業、を、改、め、之、中、上、御、之、業、之、至、之、の、故、在、高

一 只今支那の事ニストル 北京ニ在立ル右
 一 尋ニ自北京ニ在立ル五港ニ門を廻リ
 一 居ル者中上ル右ニ在立ル 中上ル
 一 當時英吉利佛蘭西之支那との戦争ハ英
 佛兩國乃ニストル 北京ニ在立ル
 一 一見起リル事ニ在立ル
 一 若兩國ニストル 北京ニ在立ル 右
 一 之混雜不相成ル日數十日之間ニ在立ル
 一 未レハ紛争ニ在立ル

海舟書屋

一 彼今ニ日本ニ於テ合衆國之今般條約
 一 為成古條約中ニ日本ニ大率有ル事
 一 合衆國ニストル 右般條約中ニ在立ル
 一 認立ル 西洋各國とも右ニ在立ル
 一 九ノ十々回も同條約ニ在立ル
 一 万々一魯西亞亦ト他ノ一々回ニ在立ル
 一 出来給ル事トモ外九々回ハ不殘清國ト為
 一 據彼公事ニ在立ル
 一 右ニ尋ニ在立ル 中上ル事トモ在立ル

58

一 何れも正街橋に會得相成る故に
兼て大統領に付成る

一 十八年若廣東阿片に事起り若三ニストル
北京ニ在るは早速に相成事起り及
ハさるるに有るに別

一 阿片を焼く事起り一端ニても海に去
事起り支の之小に事起る

一 支那人の阿片を上方甚不直ニ付英國改
府大ニ憤り中々

一 阿片を賣上ケル原にても五に賣上ケる

海舟書屋

置不直故事起り相成り事起るに原に

一 双方間遠く必至りとハ難中ニニストル
都下ニ在るは上を假令何れに同遠出来
海に其成事起り及中呂成る

一 一方に預る回りのも此船に高賣を海に
と中義如何に成るに有るに式

一 日本に外國同成物品。若外國より持込
るは其を海禁に成るに權を有るに

一 外國に賣又海國禁る外品を持込るに
權を有る保持込るに其を賣る祖稅を出一

公

一 租税は出さぬ故に物品は不若し國人に

勝るは賣渡すに其相叶す

一 租税は品物に急し出さぬ故に

一 假令ハ商人を介し不持渡り商人に租

税を出さぬハ其他に若く同様に品物

介持減らば其は漲右に振合を以て斤丈

に租税は出さぬ

一 脚子に交易の中は租税は出さぬ故に改

府に之を不經沖國に民人の自國に民人

海舟書屋

と相對し交易は其に在る

一 日本政府は於て米穀金銀津貼を不為し

有る其他に物品は其に在る

に其相成る候則脚子交易に注意し

公

一 西洋各國に交易の法は皆商人相對し

に政府は一切不携し政府は

交易は其に在る

一 為物持減らば其の力に其に相改変し租税

は其に在る政府に其に相離す

一 勝子と交易の中 飯意を定まらば 相

成る也

一 能相分り也

一 大統領ニモ 別派を離れ 之を以て 吾之合衆國之

人民に 之不及おき 平等の 評を請ひ 度と申す

野委細取ら度也

一 只今申上ら 都下ニ 三ニストル 度也 其

若勝子 交易 汝ら 其右ニ 條々 外派 離れ

也 其々 不相頼 申上ら 事ニ 申度也

一 世界中 一様ニ 相成ら ば 汝ら 度と 申す 交易

海舟書屋

方々 振振 等 於 取ら 度也

一 外ニ 飯意を 定まら ば 平等ニ 汝ら 吾人 是

離れて 已り 意を 定まら ば 汝ら 汝ら 汝ら

ニ 申度也

一 天より 望み 汝ら 何色も 親睦 吾ら 一齊ニ

也 若し 通ら ば 兄弟 亦 同様 一様ニ 相和ら ば 事

を 申す 申度也

一 左に 連若 同皆 親睦ニ 相成ら ば 皆 同等ニ

汝ら 之の 意ニ 申す 申度也

一 合衆國之 皆 同等 條約 有ら ば 汝ら 汝ら 必 外 國 亦 也

右を規則と設け心配を及ばし向後決る方と爲
要との差を統領に裁りて格別な厚意を外國
同族を同族と爲しと凡そ拘束と承り度と

一條約を取らば是れ祖國に立方其外洗と場

不同港の時長等不在極と爲す強相成と

流右右と枝葉の差は極と爲す其大本を次

こつ中上と

一才一ヶ條を方面の時勢を百報の官人を

都下と云はるる事

一才二ヶ條を外に流港等を年月を定む所

海舟書屋

同相成の事

右を命令ハ下田ハ交易篇に不便に有は

同相成右代り、外に流港を以て同相成と

の差を中上と事、極と

一才三ヶ條を日本政府に高賣の差、有持

酒の品物と流港と中事

一才四ヶ條を酒片と持酒中事

一才五ヶ條を酒片と持酒中事

都下及人々出入と事

一才六ヶ條を右に通條約に依りて此上十

五年を以ては為國政府一方に預決其相
留り其相成つ中との事

一 右十五年之定の上を今設此法此定に成

右年限中得々利害を此覽に成候に何故

不也此之法此立つに成候

一 右七條約に大なるは成候

一 唯今此中此の流流の中にも其方見廻り場不
等あり此中此の流

一 一港之ハ不中上二三の港を此同に成候

此中上此の流に成候

海舟書屋

一 是近長崎下田箱館と相控候に要下田を同右
代りて流相同候に候との事に成候

一 下田を全く此同に成候其外に場不を此同
相成候に候に成候

一 右も一ト限に成候に成候一ニテ流流
等此同相成候に候に成候

一 右も場不に成候に成候

一 此等にて此流に右に其場に流に其任を
成候最此流方にて相流に成候

一 一方に長崎一方に箱館日取に成候に成候

一 陸公右ニ向テ連モ交易ト出スル中
 一 別ニ之ヲ至テ交易シテ自國ニ者モ亦
 一 國ニ者モ便利且所ニ由同有テハ故
 一 亦然ル

一 交易條約ニ有テ相成ル故ニ箱館ニモ致
 一 百艘ニ餘漢取相考フ中右ニ決議決議ニ
 一 求ム多見ルニ要テ國ニモ右取ル品物ニ
 一 之ニ易何色ナモ本國ヨリ持渡不所至ル
 一 ハ而モ不相成持渡ル故ニ必祖稅免出ル
 一 奉故亦國產之品ニモ至テ且由國人ニ高

海舟書屋

一 此ハ數ニモ至ルハ故ニ稅免之品益々則
 一 相互ニ奉ニ由存ル

一 港ニ開ル莫一時ニ至テ漸クニ開ルハ故合モ
 一 之能ニ至義右ニ如何取ル心故ニ一有テ其

一 假令ハ一港ハ丈ニ高法相整次第即時相
 一 開一港ト一年又一港ト二年ト時を逐

一 以由同相成ル故ニ由漸クニ中
 一 上ハ莫ニ由存ル

一 右中上ル子獲テ兼由中上ル通私ニ條約
 一 以張相成ル上ニ於ニ由莫吉利佛蘭西等

と此條相成るに必右極端之と相成
中百交は

一英國之もの勝手は貿易治し度と申ふを以何
極之質は之方之式

一英吉利より交易中出る長き必教鞭之軍
取を差遣し速し此開港等相成るは皆別
左も之を以り重極戦争に及と申ふを
必定之質右之長彼等中他通此洋容相成
此より兼而此國人民之便利を計其理を
唱居る此と條約此條相成るとハ故意大

海舟書屋

二相遠波し此只今此中上此通此國届相
成るは此國之譽を落し此極之長と速と
才之為交は

一少く之模極相留は交易條約之中も只今近久
之と條約を交易之條約に改留は近と事と中
意は此式

一神奈川に於て彼程互に條約を和親と
康は此座は西洋諸洲皆和親より交易を
いよし此故方を基と治し交易之條約を
依中府心此は此座は

一 今收條約の百條相成候にても和親之義を
 柳相勤の美に在る交易條約の法に比して
 港の只今迄に通二回と不相成候る是れ
 海港の只今迄に有る中上候美に在る
 一 亞墨利加之條約百條の法に比して英吉利の右に臨
 入望の美に有る為也

一 亞墨利加政府は十分の條約の百條相成
 候に諸國皆同様に自其上を願ふ美に
 決り候に在る

一 自國の百條の上を臨み、英人相願ふ美

海舟書屋

必至の條の右一條二條三條ヨリ
 ぐりり中候の書條の條の

此時書條の右一ハルリ又讀る

一 予日本にて相親の百條を更ふ事英日本
 四他邦と相親の條約百條の法を以て承
 知いあるに及ばず軍艦等引連ぬ相親
 候美といふ候に候に且高時と英國法
 百條方不相成候るに美代沙明とく候
 之望は英洋相成候に日本國に便利にて
 相成候るに候中候

一 右之終之書翰ニ由座ハ

一 教々月若酒来下波受支那戦争一件也ハ

遅ニ及ハ由中誠ハ

一 右之書面ニ由推考由座ハ与モ列強ニ

依ニ由被由全交易ニ由免存誠ハ其ニ由

座ハ

一 只今基本ニ相成ル旨トハ中上ハ交易條

約書ニ座ニ十分ニ由取信相成ルハ必沸

安全ニ由事ニ由取ルチヨシボウリング

モ右ニ志願ニ由酒来仕ハ其ニ由座ハ

海舟書屋

一 支那ニ由並不直多モ吾國皆唱居ハ坐其不直

と申座ニ由何振ニ事ニマ有ニ式

一 支那人モ免角言大ニ構ハ他國ニ由之

同等ニ宴合不波受由外國人共皆憤ル居

中ハ

一 只今中上ハニニストル北京ニ由座立ハ

故外國人を度東アモイ等ニ由取由美

北京政府ニ由其具ニ不相分且右場不ク

の亦以政府ハ不相知故を以勝ニ由不直

而已済ハ

一 廣東其外々亦其地々小役人等を以て
不直故小役人も亦隨て不直奉の之は出
し中々

一 俄り而後方不直也へ外國の官人より北
京の政府へ一紙と書面を出るを以て
次私に披討し以て已り惡奉を包むる爲
捨火中いよるに右様と云より進て禍を
醸し中々

一 今般と戦も同様に云より記り中々
支那の害を一方の之に云々と申は阿片を已

海舟書屋

小ハ云々外々も圓々害々相成る奉有る奉
と相成る右々何様と害々云々

一 此種中上ハ外々之廉と中ハ之彼國高長一
接起り奉等を指し中上ハ之は應々

一 北京とニニストル后ハ之廣東之戦も起り中
る費由勿論廣東之奉亦不直故より奉破る故
其年竟て福遠と云へ政府の之を奉知不中故
と奉々も云々

一作と通々云々

一 英國と佛國とハ別後同盟合稱も亦々ハ

一 英吉利佛蘭西高將支部ハ戰事仕在ルニ
 全ク同盟波后ハ以テ魯西亞ニ合戦ス
 才方回其外トルコオスマンキ等
 同盟以多ク居ル
 一 合衆國ニ交通不致國ニ在リ
 一 諸洲交通不致不才在座ル
 一 相尋ハ美ニ先右ニ以テ相海ハ其外心附ニ美
 以テ中倫ハ極高ル
 一 別派心附ハ美ニ在リ在長ニ飯ニ急中上

海舟書屋

ハ美ニ在座ル

右ニ通ニハ奉

亞米利加使長より發出ハ書翰
 和解瓦上ハ候中上ハ書月

井上信濃子

昨十一日江成山藩ハ亞米利加使長より瓦上
 以書翰伊東貫齋ハ和解中付出來以多クハ
 別紙和解瓦上様文字返上仕此候中上ハ以上

十一月十二日

蘭語譯文

千八百五十七年十二月廿五日

江戸府

帝國日本の合衆國使臣館

江戸

帝國日本の外國事務宰相

堀田偏中丞様

高貴條約此意の奉_レ付_レ而_レも亞米利加人賣_レる
物_レ日如_レに持_レ來_レる品_レと引_レ留_レま_レる日本_レ何

海舟書屋

を亞米利加人の所_レ入_レるやの尋_レ問_レ記_レるを甚_レ高
純あり予と明白あり品_レと二三此_レ是_レ書_レを為_レと
り是_レを兩國之間_レに於_レて高賣_レる物_レと為_レる
得_レるにのあり是_レを急_レ入_レ初_レ考_レを_レる奉_レを予_レを和
候_レ様_レ

恭敬を以_レて通_レふ

亞米利加合衆國の全權委員セテラール

トウ_レンセントハルリス 名_レ記

真譯

ハ。セ。イ。ヒユースケン

自由高賣を始く同く時々日本産物之内ア、
 リカ用と相商と見らるる品多かるるを以て
 是ともアメリカ人共入用する所の物とて本
 を日本人と示すは日本の慧智速く其要物を
 得るべし故に當今同販と暮を教多し人共職
 を得且政府亦國民達り為り利益あるを以て一
 物の不望をいつも其品を集め貯る事と記
 するといふを識かる事あり平茶文に正直の例

とて漆器を奉るん

當時賣らるるを志々年々唯或三ふあり也と
 いへとも速く日本人アメリカの風ふく品々
 を作り始る時と此高賣速く増加し毎年數百
 千ありと計しむるを以て

此考々循地不も適商を當時より日本循々ア
 メリカの商賣と相商するにの意々神あり
 といへとも織の人アメリカ人の要する通
 り此品を他の事を速く學ぶありを以て本
 大なる高賣をいふを以て

若外回より物を不を以る事日本より其元
を産するより送分ある時々其元を十分
支那より運送し来り得る如くして
日本の織人は織を造りて先政府へ支那
の其生給に付て拂ふ所の運上り收税を
さしむ

西國人民の自由あり交り運上り取らるる
時々其外較多の商品運上り見出さるる事
あり是れより

茶を以て多品一あり是れ諸物の中より

海舟書屋

最も重なりたるもの一あり即茶あり

支那より異國に茶を送り出る事當時毎年
八十万斤以上あり而して候て増益を日本
各地邦より送分り相負の事此に容易に製を
産地茶を産し而して日本を當時より十々
年の中より八年に茶を千万斤を送り出さ
る道程あり

茶を人此食物を以て用立さる土地より
生殖を茶を收め且製する業を多分婦人及
小児の事より他の較多の産物より業を別

あるものなり尙耐其業利益かきより
 御減しありあり且此より日本政府を茶
 へ優ふ為日本に送る茶約十萬あり
 收納を満す
 銅を産する事も異國の器械を送り入るに
 依りまゝ之を埒り培て異國人の學識を
 用ひるに依り大に増益さる、事疑あり各
 國の收納も其高賣の想計し順に高賣大か
 れる收納大あり故に高賣し入用此品を
 産する事を盛ふし且異國人と國産の交易

海舟書屋

を自由しするも賢き事あり其異國人も其
 爲り已に此品を送入る

アメリカ人を支那人と高賣し事今も七
 十年後あり而してまゝ嘗てアメリカ人二
 百人同時なる支那人を留せり

真譯

ハ、セ、イ、ビュースケン

十二月二日備中守宛しおるく亞墨利
 加使臣に接し返

備中守

一此種委細は中領の領同列の中決逐一
 大君の中上公愛大統領格別之心入其洋也
 懇島の候沖満足に 思ふ自分にも教入の
 右々早速に及授招の委不容易事柄に舟衆議
 を受て進に延引相成の
 一貿易相用の委も大統領より書通の類も有る
 令兼知の委此方の規則も有る委に舟百組方
 委細の委掛り役人より下物及掛合の
 一之ニストル差並の委も折角懇切の中立も有
 る委に舟百兼属の委に親睦の旨に障なく委

海舟書屋

肝要の事二舟此方人心に相合方を勘察致
 並に有差並の以合住居の場不に舟百の規則
 等ハ掛り役より委細に舟中談の
 一下田を例代港を用ひ委令兼知の委に日本を
 小回する事二舟兼白三港に有極の外港並所相
 増の由を回中不教合の節も有る委に舟下田
 を例右代一々不相定の委も下兼属の場不等
 る委も談判より上決定に被の
 一此種中並中立の善く委も是迄二舟相海の委
 細る委も掛り役人より下中談の

使表

一委細取知仕は是、而此後之義を吾も座

心式

一委細之義ハ掛り扱くより、中後双方不都合

之義を之板取扱、中后互股懸、中後心

一只今此沙治之義、而此後之義、心式、今

一之義不足之義、其義を港之義、

心式

一港之ハ場而之義、中后心式、心式

一先統順之命、而先達而中上心式、意を

海舟書屋

歐羅巴人之日本人之腹子、高賣治度と

中奉、其先統順之命を以先達而中上心

一夫君此交表、而外人之日本人と

交易、其義を、只今此沙治、心式、

右交易治心、而港之義、而不相成心

一日本之夫、其島、而周圍九八百里、

其方、其八百里、同一港を、同一心

心式

一交易を治心、而此後之義、同一心

高賣を遂心、心式

但四回九州蝦夷を陸中國より奥羽迄
陸續に揚石を彼方に与ふ日本と相唱
来由

一合衆國との取極相成の條約を外國に
も相用し極之心は之を大統願中身を以
申上る事は此意に

一交易を致しは之を日本國中不殘は届
極に之を而も諸列に所届兼に

一長崎に持城の取も下田に持城の取も同
極の品は之相違無きは此に重荷亦と下

海舟書屋

田に持城支より外に運送致しは之を人
力を以山坂をも城の取は之を支支の雜費
も知り下田に持城の價は八莫大に相違
に相成は右等之受也

大君に 國に之の、由は之なりて其成
取に幸好は右に付而之外に申上る事も
力に之は右を避而交易條約に取扱
取は為 取作は此方に此法判つ仕外港
は國に相成主意も其長安細に申上る右
之其に知りより此中立は之、由は之

りて相成ひ右中上公額といつても大切
之即ニ此座公

一商賣を成丈子自由ニ扱ふ公法を丈子

日本國の公益ニも相成つ申公

一先中上公額を是迄ニ此座公今一奉中上

座公有らん右此座公

一今日此座公之條ニ付此後列公成公此

方と指別ニ此全權ニ云ふと強相叶且

右全權ニ證書此後云ふと強相成公

此座公

海舟書屋

一私不持ニ全權ニ證書と文凭願と合衆國
之印有らん

一私不持ニ全權證書ニ付日本

大君より此余公同等ニ全權ニ此方之法

別ニ扱ふ認有らん

一今般此掛りニ此委任公成公右證書並

墨利加合衆國ニ全權ニ法別ニ扱との此

文云云云と不都合ニ此座公

一謹而相願公港ニ付ニ付此と此勘考此下

度右ニ付文切ニ奉柄ニ付中上公條ニ此

百用相成はるる港のヶ條は百用をさるる
而も其証率は此處に

一右之變十はあり其より右板を以て

証好は其故に此種信濃も及に中上は通

は不審之慮方々なり一は尋方々は板

波度なり

一右等要細之其も明日にも明後日にも後より

下為及法判なり

一中上は該日本政府に白十分はあり方々

は板との証額は此處に

海舟書屋

一今般之使長と格別懇切之其も此處に文

統順にも何も預るに之も中上は其も此處

別に板の板相預るに一率に白且も日本

之は利益相成はるるの預は此處に右之

其は初知中上は白も此百用をさるるなり

此危難に有るなり此危難を陸キ中為心

証は此處に

一合衆國に白も日本と警敵に相成はるる心証

其証は此處に其受能はるる毎別に証成なり

一中上は其も此百用相成はるる一率も此處

用云々のと申大統願ニおのゝ警敵ニ相
成心法を云々の在り會得さへ成心
法を法名ニ成心而申大統願ニおのゝ
ハ柳隔意云々の申立事ハ先是限りニ
成心

井上伝源

一只今傳中より相違心法を港々船々外成
心法を念會得る一急申立心法を
使長
一更一々條ニ伺ふと大統願申立ニ為交易

海舟書屋

之云ハハ取用相成右ニ舟枝葉を長を掛
り此後人より此後列々有る
才二々條ニ三ニストル差違心法を
因届む人心后合方を申出候事之上云
意ハ場取等いつと申事取方ニ規則法
掛りより此後列々有る心法ニ兼り

傳中

一港々之等ハ尚掛り後人より申法双方取合宜
場取ニ取取れハ後ニ有る
一作之通双方之取合ニ一一方の之此取合

二 右の掛り云々 作付云々 初面會云々 甚互云々

一 右の掛り云々 作付云々 初面會云々 甚互云々
全權御照し合せの上ニ 白交易條約の下
業成出下中云々 右書白の覽の上ニ 白出
取捨云々 支云々 右沙汰の度云々 故ニ 速ニ 相
条下中云々

一 條約下業云々 余毎日 熟覽云々 上云々 吾ニ 相成
云々 白 不 苦 左云々 以 祈云々 凡 尚 又 巨 細 意
味 通云々 云々 故 云々 中 云々 右 故 云々 子 故 合云々
波云々 故云々 双方 意味 遠云々 云々 云々

海舟書屋

一 條約云々 一ヶ條ニ 白 日 不 改 府ニ 白 後
云々 分り 云々 云々 白 云々 故 云々 初 先 中 云々 云々
云々 故 云々 分り 云々 上 云々 右 故 云々 云々 云々

一 明後日月曜日ニ 付 委任状 照意云々 子 優ニ
任 度云々

一 役と 決定云々 波 業云々 故 云々 故 合云々 波云々
一 初 度云々 會 合ニ 委 任 状 照 意 任 度 中 上 云々
云々 云々 何 云々 云々 云々

一 大 故云々 波云々
一 右 委 任 状 照 意 不 波 云々 何 事 云々 右 故 業云々

故中上公等ニ由座公

一右會合初日委任狀照急之上即日條約下
案尾出下中公由覽之上由法判給し由
ハ速ニ運出下中公

一其々條由覽に依り大統願之主意も著
輝と由分り下由依公

一由委任狀照急之旨を
大君由委任狀ニ對し先達と譯礼と通版
を改敬禮を下す公

此時書面尾出ス

海舟書屋

一此書を大統願委任狀之寫由座公御り由
役人の由滯し由委任狀も照急以恭ニ寫
法示し由下由公

一由委任狀由下由公別人ニ由急之御り役之
間由由下由公事ニ由公

一別候由委任狀由滯に依り由得る日本政府
之思に次第ニ由宜由座公

一由委任狀を先達と由田幸以由由滯之通
り由之十子ニ由座公候只是々條不足之
義者之由右ニ由墨利加合衆國全權之由

判つ及この由文云は加相成は板抄に附

は

一右に外務に別處に委任状不持存立は

一右に其方の事を申すに申す方なり

一左に此の由文に是を誰にも為是不申す

に是也

一新規三ヶ條同キは、之を不知状を以て

申すに譬ハ事柄に劣り外回奉答宰相に

伺へ上は右板成成との同板に由文

一宮子是に申す上は候も是は由文

海舟書屋

十二月四日亜墨利加使長尾由公書付和解

亜墨利加合衆國之大統領と日本と一工

ステイト(政語)

大君と高令事と二回之間に有て平和及び懇

親之關係を堅固且永續之基を定めん事を願

ひ且兩國之國人及び臣下之業及び高賣を願

まし交易を成し且是を不違して以て兩國之

外人及び臣下之最も良き大事を望むを人事を

を願ひ其た先懇親及び高賣の条約を成す

本を以て依之各々其全權を任せり即ち合衆
國之統領を日本國の為此亞墨利加合衆國の
コンシユルセ子ラールエキセルレンシー
トウンセントハルリスムマリーエステート
日本大君を誰に此人を互に双方に全權を
述へ其状良く且相意し有るを見し後次の條
に同意し決定せり

第一條

爰に當今よりして亞墨利加合衆國とマリー
エステイト日本大君其ホーグスト
敬代

海舟書屋

之間に永久に和平懇親有るへ
合衆國プロシテント 大統領 江戸府に居留
是の爲のデフロマチキ、アゲント 政府 官を任
し又此條約に由り亞墨利加の高賣し同きたる
日本之或る港或ハ各港に居留する爲のコン
シユル等又々コンシユライルアゲント 商賣 裁判
官を任し是に依り此デフロマチキ官 政治
の官共コンシユライル官 商賣 裁判官 其職を以
ふ事を始る時より故障なく日本國之或る部
を旅行する免許ありへ日本政府ハ華盛頓

ノ居留地ノ為ノ千フロマキアゲントを
任シ又合衆國ノ何ノ港或ハ各港ノコンシユ
ル等若シクモコンシユライルアゲント等を
任セヘシテ其ノ千フロマキアゲント
等コンシユライルアゲント等其ノ他日本ノ諸
臣下ニ其國到任ノ時より故障なく合衆國ノ
或ノ款を強引セヘシ

才ニヶ條

日本政府と歐羅巴の或る獨立國との間ニ若
紀りある不和の事ニ付或モ日本政府の預ヒ

海舟書屋

ノ合衆國ノフレシテント懇親ニ中人とか
りて振込ヘシ合衆國ノ軍艦大洋ニ以て送
ル日本船中道を破らシテ廢ルヘキ文々
ト懇親の援助を乞フヘシ日本船ノ入ル港々
ノ居留地ニ亞墨利加諸コンシユルモ又居留
地ノ各國ニ法度許以通りノ懇親ニ援助を乞
フ乞フヘシ

才ニヶ條

アメリカ國人ニ連綿ニ居留茶商賣ニ為當今
同キ多ク下田茶箱雜ニ港ニ流ク次ノ附添ノ

港々及び都々を各支々し附し多の日より同
く通し即ち

大坂

長崎

兵庫

京都

江戸

品川

ニホシ中國より北回近西海居通りニ由二港

合衆國より撰むへく若く九州海の中より其

海舟書屋

島の石炭坑は長崎より尚近き安全之港を見
如く此石炭其地無氣収等入用之物を得
る由其其湊を開くへく

江都品川港を開き後六月よりアメリカ
國人之居留品高賣の場所としたり下田湊は
預さるへく此箇條中より載るる各港及び都々
より亞墨利加之國人連綿居留をへく其之の等
々土地を價を以て借りまゝ其不了立る建物を
を買入免許あるへく且又役宅及び倉庫を建
る事を許へく此一堡砦或は武備の場所を任

完又倉庫を建てるに託して建屋のら此條
 條に從ふ為日本の同人等と建て變へ又條
 後する建物を時々見ふする理あり
 亞墨利加人の故障なく日本人より品物を買
 へ又日本人の賣へ其品物と其者等互に高
 賣の多免持つたの者あり此賣買又拂方其拂
 を後取奉へ付るも日本役人の立合あり而し
 て諸位階之日本人亞墨利加人より賣し品を
 を買ひ賣り持し若くハ用也へ且又了メ
 リカ人と日本人との間より自由し品物を

海舟書屋

賣買を妨ぐる事の獨高此度者き去り初
 の如く又日本人買ひし品物を自由ニ用也
 を日本人の據るを條の法を教り門府に
 此條約に本條約書を取替せし時と違し日
 本政府より國の各款に此規定を公し物とへ
 し日本より亞墨利加人と日本の臣下
 を在任又其他の有る場合に用也を免許の
 り

第四條

船々回地は揚たる品物は月何程の運上を日

本政府へ拂ふを以て此運上を持主の好むに
ひきおろす又は貨幣にて拂ふへい日本
の運上及びそのおとし共相主より附する
價に満
足するの時を其運上及びより支し價を附
する
其價より後ておとしを百奉と後を以て持主
其後
を百用ひる奉を否む時を其價より後て持主
運上を拂ふへい其後を持主百用ひる時を其
人
より買入る後を於ておとし且減少おとし
拂ふへい
合衆國海上等の所おとし陸揚を以てヤメリ
カ
政府の人証を保護し何る倉庫に入る奉を以

海舟書屋

或ハ運上を拂ふ奉を以て之れ如所所おとし日本
に於て賣拂ふ時を買入人より規定の運上を
日本
の司人よりおとし以て令限を貨幣に換ふ
者も或は誘さるおとし運上を以て阿片の輸入を
禁
せり若し日本に商賣の爲め来る或はヤメリ
カ
政府阿片祥量三斤「通量」の四ホント餘を以
中
より不持する時を其儘量を日本司人等より
百
押へ減るへい
日本より輸入し其儘より板元より運上拂出の
法
おとし日本領の或は政府に輸送する奉を以て或

る租税アクリンクス税の一種ニ或は輸送税
ハ何と唱ふ色のも拂ふ事か一アメリカ人
日本ニ輸入を一品ニ付此條ニ取扱たる運上
より多く拂ハさるへ一且アメリカ人ハ日本
船或は其他或は國々の船ニふく輸入を同
種の品物ニ付取扱たる運上より多く拂ハさる
へ一

第五條

亞墨利加國人日本政府或は其臣下ニ拂方を
ぬる於合の爲日本商人等日本貨幣をアメリ

海舟書屋

カ人の貨幣と左の規定ニ与取替へ一
亞墨利加人の貨幣ハ同種の日本貨幣即令々
令報々取と採して同量を与へ一
日本商人等の如く得る日本貨幣の汚染一
失費を備ふ爲六六分の言を貨幣の言より引
落しへ一係如此アメリカ人と與へ一日本貨
幣ハ一切輸出をへり且輸出するも免密
高し或は密高を減し一日本貨幣ハ日本政府
ニ取上へ一
日本臣下と外國の金銀貨幣をアメリカ國人

より諸國を不持し或は亞墨利加人に拂
を為し為欠用四の奉を満且日本臣下を此貨
幣を日本商人に渡し及ハさるへ此条中の
奉ハ外國令銀あるを貨幣と満する物も又諸
さるものも自中と輸出するを禁ずるとハ更
と解せざるを

第六條

日本に於て法を犯し亞墨利加人も
カコンレユライル コンレユルは
屬すると云ふ 裁判不
紀し罪状を見出せし時を亞墨利加の法度

海舟書屋

以て罰金へし亞墨利加人も對し法を犯し
る日本臣下を日本商人より紀し日本の法度
を以て罰すへしコンレユライル裁判不
不債主亞墨利加人も對し正當の催便を遂
る故金の多欠同きを一日日本裁判不も同
根アメリカ人の為し同きを一日日本臣下
正當の催便を遂る為し
乞て此條約或ハ是に附屬する商賣を置
くを犯しし附て取上或ハ是料の催便を法
にかけざるをコンレユライル裁判不と

且百ある所の諸物も日本商人より渡すへ
亜墨利加或は日本政府と双方の商人或は民
下の借財拂方ニ控へハ引渡へ切らば

才七々條

日本より一ヶ年より少く居留せし亜墨利加人
ハ四年を日本里教拾十里より遠く每里を
墨利加尺度ふく四千二百七十五、四千二百七
十五ヤールト ヤールトは尺度之名 下同し「強引をへ切ら
ば其距離ハ亜墨利加人各居留する場不々々
之は用不或ハ幸引不より測り不あり日本ニ

老年より多く居留して良き性質美ニ引附ニ
付ある亜墨利加コンシユライル司人の證書
を示し其を以て所の亜墨利加人を正しく日
本臣下之如く免支給く四のあり款を強引を
る免許有るへし大罪有りて裁断せらば或は
不化法有るニ度裁断せらばし亜墨利加人を
其身を各居留する所の場不より日本里教三
里「三」より遠く四年は控へ切らば且凡て如
斯裁断せらばし人々日本に連綿居留る免
許を失ひ其者等四を去るより日本商人候を

事を以て一丸く小人と爲し其事件を不慮
するが相互の制限を免れへし且亞墨利加コ
ンチエライル司人每事の都合を吟味しある
後其免れ期限を定むへし物し此期限を交
へて一ヶ年を過く至りては是を其人事件を
自由し其事件を過る時より算する所あり

条八ヶ條

日本に在る亞墨利加人ハ其法教を自由し
其事件を免れへし一ヶ年を過く至りては是を
其事件を過る時より算する所あり又亞墨利
加人ハ其事件を過る時より算する所あり

海舟書屋

加法教之事を害する事ハ其事件を過る時より算する所あり
リカ國人日本の堂或は宮を損へ或は日本法
教の禮に拘り事柄を又其事件を過る時より算する所あり
損害を〜一ヶ年を過りては是を其人事件を
自由し其事件を過る時より算する所あり
平和及び一ぱり白幕一法教を定むる事ハ其事件を過る時より算する所あり
を起ると屬する事ハ其事件を過る時より算する所あり
〜の趣意を定めん日本政府法教を自由
し其事件を過る時より算する所あり

条九ヶ條

日本司人亞墨利加コンチエルの預なくんて

出奔人及び裁断より逃る人を捕はし先んて
コンシユルより捕まれば何人をも入牢せし
むへし且陸上何れも重墨利加人をして法度よ
旋ましの且船中にて規則を守らしむる旅の
旅合よコンシユルを爲すた先要をへき不此
技師をコンシユルよ恵むへし凡て此等
及び年中に捕へ置し人の保護する爲の事
毎コンシユルより相商の條ひを以てし

第十ヶ條

日本政府合衆國よあむく軍船蒸氣船商船

漁船大砲軍用物英兵器の法類其他日本政府
の要をへき物件を買ひ或は製する事を以て日
本政府学者海上警し居る人民法科の職人
英船人を政府の用よ爲すも先合衆國よあむく
石る事の免許何れもへし且日本政府の爲買入
るる法物を祖祝或は運上り何れも唱ふる者も
拂はしめて合衆國より輸出する事を得たる
政府の用よ取里し人を差支なく合衆國を去
る事を得合衆國と懇親し或は獨立國と日本
戦争の間と軍に付制禁る品々を輸出せし且

海上勝り居る事或は武事を揚ふ人々を
さる約定を以てあり

第十一條

合衆國に在る日本臣下等亞墨利加港に在る
日本船ハ最も急を要する國の臣下及び船に於
て諸免許并格別之免許を得へし

第十二條

商賣を所置する為に此條約に附屬したる條
くも條約の一部分を成之と觀るへし且此條約
を取給ひし双方并其國人臣下ニおるも同格

と守るへし

第十三條

コモドール官名ベルリ西結ひある千八百五十
四年三月三十一日神奈川におる名を記す
し條約規定の因此條約に違ふ所の者を此條
引附且千八百五十七年六月十七日合衆國の
コンシユルセチラールと下田津波と西結ひ
し條約の規定ハ悉く此條約中に挙げし如へ
其條書もまゝ引附せり日本あり合衆國の政
治に拘る事を任せらるる人々を。為日本政

府より令せらるるへき人或は人々共此條
約の規定若し是に附屬し得る高賣を不賣す
修むを全くし元々用違ふしむる爲に要す
き要の規律及び定則を成以推し得るへし

第十四條

千八百七十二年、千八百七十二七月四日、後亞
墨利加或は日本政府の預此上ニ而且双方
一方より一々年若し通達し後此條約若神
宗川條約の内門所さして此條約は存す
不々是に附屬し得る高賣を定則或は向後加

海舟書屋

ふへき者と一同双方よりまゝの令せらるる
る要任し人々之再推し得るへし此人々も實
獲ふる預ハしと思ふ所の改正を付て判法
實に其改正を加ふる權を得るへし

第十五條

合衆國の政府も其國人の爲に出給の免許或
も獨賣を預り且日本の政府も其邊を他
國の高賣を同キ重く奉を預ら故此條約を此
次に載ふる政府の邊を用ひ奉を預らへき
者も及不き人々の奉同意とり即ち阿蘭陀。

大ブリタニヤ。魯西亞。佛蘭西。ベルギー。
。フロイスセン。オーステンレイキ。サル
ジニ。スウエーデン。テト子マルケン
。スハニ。ホルトガル。西シ。リー茶シ
ヤム

第十六條

此條約を我主の年千八百五十九年「千八百五
十九」七月四日より用達へし其日若くハ其
日の前ニ是の本條約を互替はへし然し若し
或を見越ささる沃し依りて其期限中ニ本

海舟書屋

條約を互替せ能ハされハ本條約を却合能互
替は若し此條約用達さるへし
本條約書と合衆國の方より合衆國プレレテ
ント自ら名を記しセケレターリス、フハンス
タート官名自ら名を記し合衆國の印を給して
以て謹をへし日本の方ニ本條約書をマ
イエステイト大君の調印並自から名を記し
且大君より余にへき而の高官の者此調印と
自ら名を記するとしく謹をへし
此條約を四通ニ寫し其の寫を嘆詰日

本語蘭語ニ白書キ其譯文々皆同義同意あり
然レ蘭語譯文を原ト見ルヘ
此譯據之為元我主の年千八百五十八年千八
百五十八レハ一トテ亞墨利加合衆國獨立之八十
二年の月何日日本曆教ニ白何日ニ當リ日帝
都江戸ニ於テ茶ノ載多る全權等是ノ名を記
シ且自印を調セリ

日本ニおわく亞墨利加商賣を為ル定例
才一則

海舟書屋

亞墨利加船日本港ニ至レ後四十八時本邦ニ
相當リ廿四時
トハ中日曜日を除キ甲比丹或ハ歐人より
日本運上レ司人ハ亞墨利加コンシエルの請
取書を示シ是ヲ合衆國の法度トシ要スル通
の船目錄及ビ他の書類を抄ク此亞墨利加
コンシエルの館ニ預ケ多る旨を記シある也
也其上其者書封を差出シテ以テ其船の差出
を為ルヘ一是々船名并其船の出テ来リ一港
の名トシ教甲必丹或ハ歐人の名旅以人の名
（差ニ直ラハ）茶ニ其船の乗組人數を認めある

己の也此書付て真書ふる事を甲必丹若くハ
ハ既人極免尚其者名を記以るべき也是を
同時ニ其者ハ其積荷の告書を領くへ是を
包の記号番号并其入箇を其送状ニ認めらる
通り記し并其物の差向先の人或ハ人々の名
を記しある者也船中貯物之目録も告書に加
ふへし甲必丹或ハ既人其告書ハ其船の積
荷及ハ船中貯物の真書ふる事を極免是ニ其
名を記以へし此告書の中不々見出くある相
違ふ式拾四時本邦より十二時日曜日を除き或

海舟書屋

ハ賃を拂率なくして改むへし此期限後
ニ為しある或ハ變革又ハ其期ニ遅延告書ニ
差出くる不付ハ十兩十の賃を拂ふへし告
書中ニ載さる品も忽して是を陸揚せし時
ハ二重の運上を拂ふへし甲必丹若くハ既人
此定期ニ記し示しある期限中日本運上所
に其船の入港を教を為しを怠たらハ其者斯
の如く其船の入港を教を為しを怠りある日毎
二兩五拾兩五十の過料を拂ふへし

第二則

日本政府ハ其港内の或る船(軍艦を除キ)の上
 ニ運上役人を置く理有るヘ
 諸運上役人を丁寧ニ扱ヒ且其私ニテ撤ヘ去
 相為の用便を彼等ニ達スルヘ一日の没して出
 る迄の時の間ハ運上の司人より別候の免し有る
 外ハ或る船より品物を卸さるヘ一而して出
 入口其外ある船中の荷物を荷し有る端迄通
 る所ハ日没して出る迄の時此間々日本役人
 是レ印渡或る他の封し物を備ヘク皆固スレ
 直ヘ一着し日本役人より備ヘク以て斯く皆

海舟書屋

固スレ直ある入口を或る人於合能許かく
 て開キ或る印渡或る其他の封し物を破り又
 取除く時々斯く犯しある各人犯せし毎ニ五
 十兩^五の過料を拂ふヘ一日本運上所ハ於
 合能キ差出を成候事かくして或る船より卸
 し或る卸さんと試ミし品々ハ此度次ニ定め
 るる通り捕押ヘ并取上テニ及ぶヘ一
 修後を要する私々ハ其修後を成るの運上ハ
 拂ハズして其積荷を陸ニ揚ぐヘ一斯く陸ニ
 揚げるる荷物ハ日本司人預り有るヘ一而し

て倉庫の借料仕事并守護のため相急の代料
ハ然して其為ニ拂ふへー運上を拂ハ以て
積荷を同港内他船へ移す事ハ日本役人の
差配ニ由る為以へー且運上の司人等其仕事
潔白か否を十分ニ會得して後か否其為ニ
其主人等より酒さず、免脚を以て也阿片を
輸入するハ禁止ある故是を密商し又ニ密商
するを試す或人又人々ハ新く密商し或は密
商せんを試みし阿片壹斤ニ身十兩「十」ニ過料
を拂ふへー是より商人より餘耗せし時々是を

海舟書屋

一同ふして若の過料を拂ふ事小急をへー

才三則

品物を送り多る持主或は品物の差向先の人
是を陸ニ揚る事を預ふ者ハ其品物の差向先
日本運上所ハ出以へー其差出書面ニ由る之
を為し人の名又其品物を輸入せし船の名品
物の記号番号包茶其入箇茶壹包毎ニ逸ニ一
言ニ認むる價を記し有へー而して差出書中
ニ載ある諸品物の愚計ハ其差出書の末ニ載
以へー差出書ニ由る逸々持主又ハ品物差向先

の人書して以て其時免出せし免出書其品
の真價を示し其のよて日本運上の害とある
へき者隠さる何ら免との事と證すへし而し
て持主或ハ品物免向先の人此證書ハ名を記
しへし何人も真の目録面の價より少き價を
品々へ附る事ありへし免し輸入人ハ其色
の、可と思ふ言を其價へ添付へしして其一
包毎の價は添ふる丈々を其免出書に載せ且
其記号番号を以て是を示しあり新くして免
出しある品々の目録又目録等の本書ハ運上

所の司人等に免出し司人等其免出書中記し
ある品々を調へ免出の司人等所持方へし
日本の役人新く免出しある包の二三或ハ悉
皆を調ふ免し其為し是を運上所に送るへし
免し其取調ハ輸入人の失費なく又品物此換
せざるやハ免出免し取調て後日本物品
を再び其本の牌ハ包收むへし(此書の麻文々)
而して此取調ハ或ハ不相意の事同取りなく
為しへし或ハ持主又ハ輸入人已の品々其者
ニ酒々々若輸入途中よての損傷を見出

時ハ其者運上取の司人ハ其換傷を知らせ其
換ハある品々を其磯山して且依怙なき人或
人又ハ二人以上なく價付をせしむへし其人々
相當ニ取調へく後毎色々換し高を告別し記
し其記号番号を認め證書を為しへし其證
書ハ運上取の司人等立會し價付人署名を
記しへし而して輸入人其證書を己の差出書
へ送へ其同一の言を川落しへし從し此奉ハ
此定則を添ふる條約の才四ヶ条ニ定めし通
りし品々ハ價付をとりし付て運上取の司人等

海舟書屋

ハ妨くをりし運上を拂く後持主免狀を後
取へし品物の渡方ハ其品運上所し立るとも
船中し立るとも其者ハ任以

才四則

出港も教を頼ふ船々ハ(二十四時) 本邦十二時
ハ相當ナル
若し運上所の告知しへし此期限終りて後
ハ其船々ハ出港も教ニ付理り有り候其出港
も教を否む時ハ運上所の司人等甲必丹又ハ
其船の差向先の人ハ直ニ出港も教を否む候
を述へ且此事を又墨利加コニシユルハ知ら

次へ

合衆國の軍艦を運上所に入港せしめ又其出港
手数を為さず及り又其軍艦より日本國の使
人或は政府役人來るべし其合衆國の使を
送る魚氣船は同日に入港のち敷出港のち敷
を為し泊りて而して日本國上陸する所の旅
行人並に品々を有するの外は其書を為し來を要
せざるべし然し此魚氣船は度毎に運上所に
入港のち敷並に出港のち敷を為し一船物の
為し入來る鯨漁船或は困窮の船は其積荷

海舟書屋

の告示を出し來を要せしめ其船の次で商
賣する事を願ふ時と才一則はおわく要せし
通りの告示を預くべし船の言語を此定則中
又其運を海にのち條約中の所を運ぶこと
もしキツパ、バルク、フリツキ、スクー、子ル、スル
ト、又魚氣船、キツパ以上船名を云ふと其船
日か此收納を害せん為し偽の告示或は證書
へ名を託し多し人々記し毎日百兩(百)の過料

第五則

を拂ふへい

才六則

次の賃ハ日本運上右の司人等へ拂へい

壹船の入港子敷 = 才 十 拾兩

壹船の出港子敷 = 才 五 五兩

各免状 = 才 一 壹兩

各健固状 = 才 一 壹兩

其外の告書 = 才 一 壹兩

對話書一

海舟書屋

井上信濃与

岩瀬肥後与

十二月十一日於蕃書調所亜米利加使

節に茲接仕に茲左に通仕座に

一 魚換抄年白

一 過日江差出に條約草稿翻譯に上右人元一に

令披見に

一 中五に門都白右國に為を謀深く思慮を以盡

に版を泰に然に受日本に開闢以来曾白外國

通商之道不相開闢中人請於合業既に先年彼

理済来々若も政府ニ而悉く取扱法一經き次
費も有るに其薪水之類ハ不得止之竟ニ月漸
々同港薪水食料および欠乏を給与す近々約
を相互其後懇親に中立等も有る且此方人情
も稍好合に於柄今般大統領之厚意を以初發
其許より傳中より此中立の故等支之衆議を
盡し其後掛り後々一同於當席承接之若下田
を例方代り二三之港を以同との中立等懸考
之上貿易を同下田之代り一ヶ所之代港を以
定款等過日傳中より及若の係若くも中入

海舟書屋

の適當方々人民交易之類等曾而不亦馴奉
而一時の度ニ取同の如く却り混雜いよるに
次第ニ付先達と相示しに魯蘭に相約しに規
則ニ基き支之取計の心得ニ有るを是連々通
薪水等欠乏之品を給ふ類意ニ至る度々國産
之有無を相通しに積右端右仕方等々若二々
國条約之類ニ而暫く相試利害得失を斟酌之
上國民の利便を免むニ隨ひ遊之改正之見
込ニ有る新ニ議しに條約之類ニ而不相試内
一概ニ此方各國見据も至る若を押而同の奉

十回内連も折合不中於政府も實に強反扱を
 其許よりも懸篤に中五の事故一切に拒
 沃に之を之人情之向背を事之成否之岐路に
 身時勢人情を計り當方之迷惑にも不相成扱
 いより否に

一此條約に體面人心不居合との美ハ真實
 之に善とハ不事毎に

一是出並に條約稿中ニ為四ノ人民勝子ニ
 商賣ノ消トハ認並に以在五ニ心之不徹
 之のを押し商賣ノ消トを認不中日本舊

海舟書屋

未之扱を人之欲に美を以て其に成に
 條約中右扱を除く美を皆一と認並に美
 二此條に

一申立之扱ニ由る何れは遠に事之に其に商賣
 之仕法ニ身人民不來を扱に之中其に之に
 此

一其の美知に通教百年未之頃回遠に大商賣相
 同に其何れは其の属を貿易盛大ありされハ回
 力強壯に期も其に扱を能會得消し居る法

事漸進也。有以之。後計。而之。魯。西。亞。和。蘭。館。約。
 二。長。崎。箱。館。之。二。港。之。限。り。の。旨。有。極。意。の。得。
 大。進。之。中。立。之。次。有。り。の。旨。下。田。之。國。右。代。
 り。二。江。戶。通。海。二。お。ろ。く。都。合。宜。交。場。不。相。同。の。
 概。之。波。の。

一 神奈川港ニ有之ム

一 右ニ何れノ地ニハ。座。の。武。地。名。相。同。否。ム

一 左。の。り。後。渡。村。も。右。一。湾。中。之。美。二。舟。同。概。

此。國。之。相。成。事。と。存。ム

一 其通りニ有之ム

海舟書屋

一 進。之。交。易。之。便。宜。を。會。得。泊。し。ム。之。地。邦。人。ニ。不。
 拘。從。自。ら。海。港。等。相。同。の。概。成。り。之。中。毎。日。本。
 之。小。國。之。美。敷。港。ニ。相。成。ム。の。ハ。必。ず。以。難。取。續。
 事。も。之。有。之。何。也。ニ。ハ。漸。進。以。人。心。居。合。ム。上。
 之。之。取。計。之。中。先。當。之。之。委。之。長。崎。箱。館。也。之。以。
 神。奈。川。之。三。港。と。有。概。之。中。也。

一 右。同。港。場。不。同。其。國。商。人。等。其。意。の。美。之。是。又。子。
 細。至。之。の。旨。右。之。者。右。不。等。之。美。之。之。取。計。
 之。中。也。

一 右。之。項。未。之。美。二。舟。進。之。由。引。合。之。中。也。先。

此種中上並の事奉るに苦相侗なる

一貿易之類を先年限を定め魯蘭に相許し振合
を以都白販計の積に有るに

一其餘之類も如何

一右之外も三ニストル瓦並の類に有るに

一右に社福社より申上るに桑中第一之類

二此座の瓦並の類も各地に産出

思正に如何

一三ニストル瓦並の類も六郷川より神奈川

通るに相懸る地も相撰瓦並の類も波の

海舟書屋

一右に如何なるに通るよりハ一向に拒る

方々に在るに

一右瓦並の類も六郷川以南に如何なる公替に

物も出府等波の類も素より瓦撰に在るに

如何

一此作何の類も能相入り申す

一官人如何れも右に通るに如何なる高氏等も如何

を素より公替に不係者も一里敷を極めて安

行つて波右も外氏を忌嫌の類も如何なる計

如何なるに在るに人心不届合要より細氏等

之交際 = 舟万一あるに和親を害すの故に
つり或と其意深く掛念少しと為る右等之を
二も相渉り公義 = 舟不惡推察者之度也

一右等之實も法事之由振振 = 舟能之相
分り居申也

一人情不届合事定程不明つり入也

一此沙汰之類も何故に相伺つ申也

一我國 = 浪人之唱也者有之右も常日少しと者
之次三男等 = 舟武色を好み其性遊惰して親
之も見殺され随従する主人もかきもの = 舟受

海舟書屋

此福三人中合同等々の話を語らば人教を棄
め其許出歩等々の言を伺つ及不法由之咄へ有
之政府 = 終之源死急之上其密謀を探索して
人石捕入牢為波公是等之類第一之憂有之故
之終之親睦之旨 = 舟拘り公島洲之人心之好
合由也八實之細民之交際通も掛念 = 舟是る
事 = 舟

企 = 舟式

一私出の之者出會由又傷しりつ及との
一如何に済む候 = 舟我意之福を強計り候也

其評。出會次第敵對。論中合之。相聞

一右之者。私一目擊。論之。義之有之。昌

委私。より。も。惡。事。等。相。施。く。ん。事。を。著。て。正

之。ん。若。く。一。時。而。會。論。一。件。之。理。合。を。説

示。ん。右。等。之。邪。念。を。忽。相。解。ん。事。を。一。言

之。と。事。存。ん

一右之其評。下意。類。遠。恨。等。有。之。句。之。不。為。二。と。毛

既。之。之。理。取。存。惡。之。義。別。也。之。右。板。之。企。論。一

以。聚。二。句。於。政。府。も。疎。之。外。心。死。之。論。其。筋。之。者。は

海舟書屋

正今夜中。之。當。旅。館。内。外。之。後。間。也。見。也。疎。二。使

旅。館。不。同。進。之。否。は。別。故。見。張。番。等。是。重。下。回。表

より。附。添。系。り。以。彼。之。を。勿。論。當。場。右。に。相。話。ん

之。の。之。何。色。も。不。難。番。等。相。立。最。重。二。心。附。居。ん

事。二。ん

一意外之義。二句。別。版。は。子。數。相。掛。来。忍。入。ん

私。か。つ。て。之。一。切。正。怖。等。を。不。任。以。証。在。彼

是。以。配。意。以。心。附。居。下。以。後。強。有。任。合。事。存

ん

一一昨日。知。人。之。右。板。頑。愚。之。氣。質。之。否。之。事

一右も全救百年来之被國人心固哀泣しん事より相紀りん事ニ由り入兼ん事ニ由りん事今救其評出府中下々未々之色ニ由りん事而も理非ニ不拘鬼角不満を抱き支是之唱后ん者夥矣拙者た。至近實ニ心死不少事ニ有之ん

一右之次第ニ自神奈川同港之上も官人之外同所ニ滞在し高氏等も東北々六郷川西南々武相兩州之堺境木と唱ん地を限りと波し遊歩等

海舟書屋

免評ん積ニ有之ん

一山沙沽之類ニ由り相誤マ任ん

一長崎箱館之二港ニ滞在し其國人の居而等都而神奈川之振合ニ準く取扱マ被ん

一滞在し者等山取扱之義も何地も同様ニ至之ん由り相叶ん

一取扱方を一極ニ由り高氏共外免並ん地割等も場而之度被ニ考案以一定波し重ん事と相相戒ん

一左ん出島之通圍を設け一極ニ由り免並

一土人ト雜居シテハ必キ遠年出來テ泊ル
 者何色ナリ國々之者ハ區々ノ門分ケ差違ハ
 後屯出島ノ如ク門番松瓦並出入等改メ其
 曾而不波答ニ考スル

一右ニ進而委細ニ由テ中其餘ノノ案を
 一考伺ル

一右ニ由港ニ至三ニストル若重方交易ノ事等先
 大徳ニ申達相諭ル但高法ニ只今申入ル通魯
 蘭ハ英洋ノ規定を以年限を定め相試ニ馴レ

以上特盛ニ相同テ中心得ニ考スル

一右ニ屢相伺得ニ兼知仕ル其外ハ沙汰ニ
 英ニ其由度ハ成

一其外テ申入英先至ル

一右ハノ二三ノ小々案實同仕度ル

一由國々通用令銀五人ハ取替ハ酒並ニ英
 十由洋容ル

一右ニ魯蘭條約中ニ取極並ハ通銀札相渡テ中
 由

一後令ハ自國々商人ヲ神奈川ニ居住運上

不_レ以_レ支_レ割合_レ運上を納_レ上積_レ溜_レり_レん
 荷物を已_レり完_レに持運_レ店先_レに並_レ一_レを_レん
 を日_レ本人見掛_レて調_レと由組等_レ溜_レり代_レ令_レ走
 子_レに_レ溜_レ賣_レ溜_レり積_レ相成_レの_レ長_レ右_レ者_レ何_レを
 以_レ拂_レ方_レ溜_レり_レん_レの_レ積_レり_レん_レの_レ積_レり_レん
 一 當_レ長_レ魯_レ蘭_レの_レ長_レ許_レの_レ交易_レ之_レ仕_レ方_レを_レ先_レ交易_レ場_レと
 唱_レり_レ子_レ度_レ之_レ場_レ不_レを_レ港_レ毎_レに_レ定_レ並_レ彼_レ我_レ一_レ同_レ右_レ場
 不_レレ_レ品_レ物_レ持_レ券_レ大_レ替_レ互_レに_レ入_レ札_レして_レ取_レ引_レ溜_レり_レ后
 完_レに_レ於_レり_レ高_レ賣_レて_レ不_レ溜_レ積_レり_レに_レん
 一 右_レに_レ而_レも_レ自_レ中_レ之_レ高_レ賣_レを_レも_レ正_レ之_レ矢_レ張_レ役_レ人

海舟書屋

之_レ合_レ之_レ交易_レに_レ座_レん
 一 役_レ人_レを_レ一_レ切_レ右_レ場_レ不_レに_レも_レ不_レ携_レ品_レ物_レ買_レ取_レ商_レ販_レの_レ
 者_レを_レ何_レ人_レに_レ而_レも_レ胎_レ子_レに_レ右_レ場_レ不_レに_レ之_レ或_レ由_レ組_レ等
 溜_レり_レ代_レ金_レの_レ品_レ物_レに_レ而_レも_レ随_レ意_レに_レ取_レ引_レ溜_レり_レん_レ事_レに_レ而_レも_レ則
 胎_レ子_レ之_レ交易_レに_レ座_レん
 一 支_レに_レ而_レも_レ更_レに_レ由_レ咄_レして_レ落_レ付_レ不_レ中_レ若_レく_レと
 振_レ合_レを_レ替_レり_レん_レ故_レ共_レ矢_レ張_レ大_レ本_レを_レ同_レ振_レに_レ付
 連_レり_レ而_レも_レ支_レと_レも_レ強_レ中_レの_レ魯_レ蘭_レ之_レ條_レ約_レを_レ得
 と_レ熟_レ覽_レ溜_レり_レん_レ交_レ易_レ之_レ證_レを_レ少_レり_レ而_レも_レ只
 紙_レ之_レ價_レの_レ之_レ少_レり_レ一_レ向_レ不_レ貴_レ也_レの_レに_レ座_レん

其後先づ暫く是處に中八ヶ條を以て
如何に處置せらるべき

一其國人其國に由りて傳作いよりの教法を修し
義も當方におのりて是を以て且定て場不にお
て右洋禮不を更建の義是又子細に之を

一住宅土流洋禮所等建の義は地主熟談の上
相急に備貸是如し双方中分を之地不
のりて更極のりて地所を方向に不拘政府より
被是の沙汰を有るる義事と存す

一相當之地代是出に借受の上を子細に之を

海舟書屋

此に共何處に由り一方に片者不中とのりて不
合に有るもの

一支那其外何國に由りて皆外國人より其國
人の打ち交住居設居す

一漸に居合相附の上を捨別當方の民人の雜居
論しものりて只不都合のことは無き實に掛念に
氣味も不此の間に何處に由り一纏に無きものり
て強相叶す

一右の義も尚進の由談に中上の踏繪を以
て如何に相成るべき

一 踏繪之儀を以て中土に不拘親睦之儀に對し既

に相慶申す

一 此慶可成との由振子を爲す美り此事

も有るに將共從之書面に拘らるる曾も

見及ひ不中疎に廢絶之儀に今設儀

約書に認置申す

一 書面に載らるる支無き

一 五ヶ條外國通用金銀を日本商人所持せ

し云々との中儀を如何

一 右之儀も魯蘭條約之趣を以て取計らるる子細無

海舟書屋

之儀に存し得共猶一急務系之上進も可申入

ら

一 商賣の向を欺か思召らるる將來支之儀

を速し以て取除無きものと相成變を以

て細微取色の二に得共時計の中心に接

置か得る忽ち取計之運用を止むと同し

理合に申す、結ぶに心を以て用ひ振子取

ら

一 此中固に理を能く分りし得共時機を以て

不慮を押し渡しんとす是張國政之活動を害す

子美二月此方之不都合も得と斟酌有る度
 一 夫、此板意を叙して了解仕る尚有一條
 二 引戻し私に存意要知り申上る
 一 先達白堀田内中も板に合衆國大統領の
 存意を以り申上る美も當今日本國に落
 知り此危知有る右も歐羅巴諸洲より各
 交易等々免許を請ふ。為海軍其外日本
 かのく強防を設け其意を達せん事
 心掛居る二月當其未と不未と先ち
 亞細政府より別府として存意の私と交易

海舟書屋

條約は互に相成りて諸事都合も宜
 歐羅巴に大軍を以り引更に談判を成し
 り簡易に相成りて條約を結ぶ時長を延し
 此意もつ相成りて素より親睦懇篤に
 康を以り致し使長を以り地之回の使
 長の中よりハ毎事平和に度を得
 歐羅巴諸洲に希望あり居る儀を不残に
 送け不仕と云ふと被るの及不日済ませ
 一 此を必死に事二月ニストルを江戸
 二 是處に事自中交易を以り申上る

事なく右に條々得て歐羅巴諸洲
 軍艦泊來を任る處左の人心を動搖
 せしむるに意を注ぎて其誠を以て
 廉も相立珠も危急に持より以て
 相成のハ遠く此國威も相立つる
 此國の交易減少し合衆國も亦
 其實に確し事なく唯相預の大意を箱
 館にて鯨漁船要需の諸物を調ひ
 同不と長崎表から蒸氣船入用する
 是相求の事なく其條相預の事ハ先
 無

海舟書屋

之率は此處に

一只今此為人授私と此引合相成も則歐
 羅巴諸洲は引請は此談判に成ると同
 根は此處に私より中上も受得ると會得
 相成十分は條約の互結に成ると歐羅巴
 諸洲の色の等敵の一言の批判を中
 交皆何れも無左右相守り中も係若十
 分は無之長も忽歐羅巴より危急を以て
 此に成右國と此談判に相成は是非
 十分は免許を請不中も而も被等決り

兼引を任る為今五米利加之條約に結ぶ
 成るに歐羅巴諸洲と云ふ引會を餘所奉
 二と相海の中奉二此座の
 一才一ヶ條三ニストル之を川清神奈川
 之間ニ此免置に成奉あり長を出府等一
 波との額只今に作同の將を右之妨之才
 一ニと外國之三ニストルに正為對汝也
 江戸に立入奉不相成之に作同の三同抵
 之額意ニと則日本人為丈ニ據ん證之才
 一ニ此座の三ニストル右外國奉務宰相

海舟書屋

之一時之間ニ而會不相成の由を是丈の
 後之變神奈川より一日路も有之殊に
 隨從之者も不少の由江戸表ニ住居之所
 由之に休泊等も免向の由を相成兼に次第
 下およひに彼を以て外國人を輕蔑に成る
 此而為し此座の彼令松を伴之額に隨ひ
 右之由を以て條約有法の在大統領使の取
 用を不仕の當時支那の戰争も北京に三
 ニストル不免由より起り此を羨ふく神奈
 川と江戸との距離姑別し無之との議論

其項細之其江戸山内瓦屋等之上も則支
 那之北京を據し山内同族を第一守之同
 港場不等山内外國人居留いふ山内上も必
 三ニストル不危置いふも強相成危置い
 其政府之ある土地に限りいふ其山内沙
 法之通川務之神奈川県との向も瓦屋い其
 其邊り無之理い若山内沙法通兼代治し
 其者も外國へ對し自ら國威を失ふもの
 山内瓦屋

一三ニストルも西國間之萬事を裁斷いふ

海舟書屋

一山内瓦屋の山内將を外國事務宰相之外も
 官人ニも共平等之者之も引會等決り不
 較事ニも三ニストルを自らも取扱事務
 あり親しくも其法あり其規則正
 一山内瓦屋の山内瓦屋
 一三ニストル之山内不正ニも其國君よ
 り直し是を其本國に進退し山内瓦屋
 山内
 一日本に對し一預候ニも更不無之も得共
 先譬てマ中上九州辺も一接を起し山内

の有る其餘黨江戸に來り住居設け居
 るを密に伺ふは外國より來り居るに
 ニストル右之をのを勸免猶不良を謀む
 振て儀有るを其後委細大君より内書
 翰を以添其本國に以放逐有るに由宜し
 き事不仕度む右を高官之者丈も沙汰不
 正人心不快を懐きん振て有るに直振
 逐退けんて不苦事ニム
 一ニストル炭置んて本國に販り括別貴
 く必思召んてつ然右を秀才高知之者ニ

海舟書屋

而外國之儀を不考何事と悉く辨知いぬ
 一居る間此尋に節を委交仕傳り上事
 二仕度ん
 一右之ものを常々駕又て馬に乗り外出後
 一何處に國人も大抵甚々年々其容貌
 を見馴れぬ得て言語を不通して自然心
 服致しん振相成申ぬ
 一都下小ニストル炭置り美仕否正成
 ぬと日本人も外國人を輕蔑致しつ中ニ
 此教誨を成ん節ニ相當申んは炭置り成

公思百二公川、江戸之川決忘之成公若
 一 同所之川差置難正成極二公川一向二
 一 拒正成公方之難正成公
 一條約之互小無股藏之申談音作也此度公
 二 甘不顧前後十分小申上公右も懇切之
 心底より出公羨何卒不惡此圖取之正下
 公
 一 右之ニストル箇條之先刻作之趣ニ而之
 迎也此談判難以届今一應今晚此懸考也
 下度外々條も尚遊之此談一之申上最早

海舟書屋

夕景小も相成公間今日ハ此談判是止ニ可
 仕公

一 申向之趣委曲兼知設一公之ニストル之羨ニ
 自今一言可申入公右之此極傷中もより羨也
 公場所茶時節之羨ニ猶後より得之引會公
 板之設之申入公之則此方人情后合方等支之
 談判いよし公事を申公之有之公
 一 此沙汰之通此度公
 一 支那ニ由之ニストル不羨置之輕蔑設一公
 此忌嫌ハ式曾不相毎公得共當方お力て公

是近敷度中入の通何人人心不居合許多之
支有之右板中談の美ニ有之尤進之安中宜
の類之萬之相分り中

一難有未存

一當方知方て左何事も漸を以主と治之急速ニ
之類多習風ニ得共是是懸考之上右ノ通中
入の事ニ向元未懇切之上の談判故其回之優
も相密し當方の都合も斟酌し互に歩み合
西全に談判後事ニ

一實ニ此沙汰に通座ル今日も既2日也

海舟書屋

落の向猶明日も談判仕度

一左の明日も午後而談判後

右に通座ル以上

己十二月

開國起原卷九

海舟書屋

1:04

